

## 不動産貸付に関する経費の計上についての確認書

稲倉会計事務所 御中

同封の不動産収支に係るその他の経費の内訳書については  
すべて、領収書等の記録に基づき、不動産貸付の業務遂行上  
直接必要であったものと判断したものを計上しております。  
経費の内訳の内容に基づき申告書の作成をお願いします。  
但し、税務上明らかに経費と認められないものについては、  
税理士の判断で経費から除外することを認めます。

※特殊事情等ありましたら記載をお願いします

令和 年 月 日 令和6年確定申告

氏名 \_\_\_\_\_ 印

この確認書にサイン・押印をしていただき送付をお願いします。  
雑費の金額が20万を超えるような場合には特殊事情の欄に記載をお願いします。  
確認書にサイン出来ない場合は自己申告をお願いします。